

◎平成 29 年度における私立幼稚園利用者負担額（月額）（案）について

1、国の動向

平成 29 年度予算案において、幼児教育の段階的無償化に向けた取組みの一環として、幼稚園等の利用者負担軽減措置がなされる方針が、次のとおり示されています。

①第 2 階層の母子世帯等以外の世帯の 2 人目以降の無償化

現 行	平成 29 年度（案）
1, 5 0 0 円	0 円

②第 3 階層について次のとおり減額する。

(1) 母子世帯等においては、「7, 5 5 0 円」から「3, 0 0 0 円」とする。

※母子世帯等とは、母子・父子世帯、在宅障害児（者）のいる世帯、その他の世帯（生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯）をいう。

(2) 母子世帯等以外の世帯においては、「16, 1 0 0 円」から「14, 1 0 0 円」とする。

< 現行 >

階層区分		国基準
第 1 階層 生活保護世帯		0 円
第 2 階層 市民税非課税世帯	母子世帯等	0 円
	母子世帯等以外の世帯	3, 000 円
第 3 階層 市民税所得割額 77, 100 円以下	母子世帯等	7, 550 円
	母子世帯等以外の世帯	16, 100 円
第 4 階層 市民税所得割額 211, 200 円以下		20, 500 円
第 5 階層 市民税所得割額 211, 201 円以上		25, 700 円

< 平成 29 年度（案） >

階層区分		国基準
第 1 階層 生活保護世帯		0 円
第 2 階層 市民税非課税世帯	母子世帯等	0 円
	母子世帯等以外の世帯	3, 000 円
第 3 階層 市民税所得割額 77, 100 円以下	母子世帯等	3, 000 円
	母子世帯等以外の世帯	14, 100 円
第 4 階層 市民税所得割額 211, 200 円以下		20, 500 円
第 5 階層 市民税所得割額 211, 201 円以上		25, 700 円

2、印西市の方向性

国の方針に合わせ、平成 29 年度における印西市の私立幼稚園の利用者負担額を次の①、②のとおり変更する。

①第 2 階層の母子世帯等以外の世帯の 2 人目以降の無償化

現 行	平成 29 年度 (案)
1, 5 0 0 円	0 円

②第 3 階層について次のとおり減額する。

(1) 母子世帯等においては、国基準と同額の「3, 0 0 0 円」とする。

(2) 母子世帯等以外の世帯においては、現行の第 3 階層から第 5 階層までの利用者負担額は市内私立幼稚園平均月額の水準をもとに国基準の 85% (※参照) で算定していることから、今回の改正のある第 3 階層についても同様に国基準額「14, 1 0 0 円」に 85% を乗じた「11, 9 0 0 円」(100 円未満切り捨て) とする。

< 現 行 >

階層区分		国基準
第 1 階層 生活保護世帯		0 円
第 2 階層 市民税非課税世帯	母子世帯等	0 円
	母子世帯等以外の世帯	3, 000 円
第 3 階層 市民税所得割額 77, 100 円以下	母子世帯等	<u>6, 300 円</u>
	母子世帯等以外の世帯	<u>13, 600 円</u>
第 4 階層 市民税所得割額 211, 200 円以下		17, 400 円
第 5 階層 市民税所得割額 211, 201 円以上		21, 800 円

< 平成 29 年度 (案) >

階層区分		国基準
第 1 階層 生活保護世帯		0 円
第 2 階層 市民税非課税世帯	母子世帯等	0 円
	母子世帯等以外の世帯	3, 000 円
第 3 階層 市民税所得割額 77, 100 円以下	母子世帯等	<u>3, 000 円</u>
	母子世帯等以外の世帯	<u>11, 900 円</u>
第 4 階層 市民税所得割額 211, 200 円以下		17, 400 円
第 5 階層 市民税所得割額 211, 201 円以上		21, 800 円

※ 85% とした根拠 (平成 27 年 4 月規則施行時点)

階層区分	国基準	現行の市内私立幼稚園平均月額	差額
第 5 階層 市民税所得割額 211, 201 円以上	25, 700 円	21, 900 円	※国基準との比較 約 85%

※平成 26 年度の市内私立幼稚園 (6 園) の保育料は 20, 200 円～23, 000 円。